

【執行官に対して授権決定に基づく執行申立てを行う際の添付書類について】

執行官に対して授権決定に基づく執行申立てを行う際には、下記①～③の添付書類が必要になってきますので、執行官に対する申立てをする前に、下記②・③の証明書の交付を受けることを忘れないようにしてください。

① 授権決定正本（今回交付したものです。）

② 同決定が債務者に送達されたことを証明する送達証明書

③ 同決定の確定証明書

（②・③については、後日当係に申請をして交付を受けることができます。③については、申請できるのは証明する8日間の末日の翌々日の午後からになります。）

なお、②・③の証明書については、1件につき150円の収入印紙が必要になってきます（②については、相手方にそれぞれ送達されている場合は150円×相手方の数の収入印紙が必要になります。）。

上記①～③の書類を添付した上で、執行官室執行部に授権決定に基づく執行の申立てをして下さい。

[東京地方裁判所民事21部引渡命令・爾余係]